

令和7年度「女性活躍推進に関する広報・啓発活動業務」 委託仕様書

1 業務の目的

女性に選ばれる宮崎づくりを推進するため、性別にかかわらず家事や育児、仕事などの負担をともに分かち合い、ともに活躍できる環境の重要性について広報・啓発を強化し気運の醸成を図る。

2 業務の名称

令和7年度女性活躍推進に関する広報・啓発活動業務

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務委託の内容

(1) インスタグラムハッシュタグキャンペーン実施業務

本業務では、Instagramを活用したハッシュタグキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施し、参加者の投稿を通じて「とも家事・とも育て」の重要性を広く発信し、県民一人ひとりの家事や育児への参画意識を高める。

なお、キャンペーンの実施期間は、下記のとおりとする。

第一期：令和7年9月中旬～令和7年11月中旬

第二期：令和7年12月中旬～令和8年2月中旬

ア 業務全体の企画・運営

- ・夫婦や家族で協力して家事・育児に取り組む「とも家事・とも育て」の重要性を訴求するキャンペーンを総合的に企画・運営すること。
- ・キャンペーンへの写真や動画（以下、「写真等」という。）投稿を促進するため、県民に分かりやすいキャンペーンの名称やハッシュタグ名を提案すること。
- ・Instagram内に関連投稿を増やし、検索や閲覧の機会を高める方法を提案すること。
- ・キャンペーン全体に関する問い合わせ対応専用フォームを設置・管理し、問い

合わせに対応すること。

イ キャンペーンの実施内容

- ・キャンペーンの応募要件、マナー、法令遵守事項（個人情報保護、肖像権・著作権、SNS 利用における危険行為や他者への配慮等）を明確に記載し、応募者へ周知すること。
- ・応募投稿については以下の要件を満たしているか確認すること。

○ 応募要件

- ・投稿は、夫婦や家族がともに家事や育児に取り組んでいる様子が伝わる写真、動画とする。
- ・投稿者は宮崎県内在住者に限る。
- ・指定のハッシュタグを付与し、家事や育児に対する思いやエピソードが伝わるキャプションを添える。
- ・非公開アカウントからの投稿は無効とする。
- ・投稿画像・動画は投稿者本人が著作権を有し、著作権が投稿者に帰属するものに限る。
- ・一人複数投稿を可能とし、1 投稿あたりの写真等の枚数制限は設けない。
- ・宮崎県（以下、「県」という。）による広報、PR 活動に無償で使用される場合があることに同意したものに限る。
- ・投稿写真等は未発表かつ本キャンペーン開始日以降のものに限る。
- ・人物が映る写真等の場合、事前にその人物から肖像権の了承を得たものに限る。肖像権に関する問題が生じた場合、県は一切の責任を負わない。

ウ 広告・広報物の製作、発信

(ア) SNS 広告

- ・キャンペーン周知のため、インスタグラム等を活用して広告を配信すること。
- ・最適な配信素材、配信方法、配信スケジュール、配信回数等を提案すること（なお、広告の内容は県と協議のうえ決定する。）。
- ・SNS 広告に係る効果の分析を随時行い、改善を図ること。

(イ) キャンペーンチラシの製作

- ・キャンペーン周知のため、以下のとおりチラシの製作（9,000 部）及び配布を行うこと。なお、受託者からの配布に要する費用（郵送料等）は、受

託者の負担とする。

○ デザイン

- ・対象となる夫婦や家族層の目にとまり、手に取ってもらえるようなもの。
- ・伝えるべき情報が見やすくレイアウトされているもの。

○ 配付先について

下記の内容にて配布（発送）を実施すること。

- ・県から配布（1,000 部）
- ・県が示した一覧に基づき受託者から配付（7,000 部）
- ・受託者が開拓した先に受託者から配付（1,000 部）

○ その他

- ・チラシは、50 部ごとに間紙を入れ、仕分けしやすくすること。
- ・配布先への依頼文は、県が提供する原稿を印刷し、同梱すること。

エ 景品の選定、購入及び発送等

- ・応募者の個人情報適正に管理し、目的外使用・漏えい等がないよう十分配慮すること。
- ・県によって決定された当選者又は入賞者への連絡を行うこと（送付先住所の問い合わせ等）。
- ・各期間の景品に係る金額及び数量は以下の通りとし、景品の内容について、魅力的な案を提案すること。

第一期：3,000 円相当×10 名分

第二期：10,000 円相当×1 名分

5,000 円相当×3 名分

3,000 円相当×5 名分

- ・送付先不明等、受託者の過失等によらない理由で景品を発送できなかった場合は、別途、県と対応を協議すること。

（２） ポスター制作等業務

県が別途実施するポスターデザインコンクール（”とも家事・とも育て&ともワ

ーク”ポスターデザインコンクール、以下、「コンクール」という。)で選定されたデザインを用いて、啓発用ポスター２種を制作するとともに、入賞者に対する表彰関連業務を行う。

ア ポスターデザインデータ受領及び調整

- ・県から提供するコンクール入賞作品のデザインを用いて、ポスターに必要な文字情報（県が提供）を挿入しポスターデザインを制作する。
- ・紙の作品については、印刷に適したデータ形式への調整を行い、色補正等の必要な補正作業を行うこと。なお、補正を行う箇所及び内容については、事前に県へ報告を行うこと。

イ サンプル見本の作成

- ・作成時期：令和７年１０月中旬（デザイン提供時期は９月下旬の予定）
- ・最終印刷仕様と同等のサンプル見本を、各デザイン５枚ずつ（計１０枚）作成し、県に提出すること。

ウ ポスター印刷

- ・印刷部数は２種類各３,０００部（計６,０００部）とし、サイズはＢ２サイズ以上とする。
- ・印刷前に色校正（デジタル又は簡易校正）を提出し、県の承認を得ること。

エ ポスターの納期及び郵送先について

- ・印刷の納期は１０月末日とし、以下のとおり発送を行う。その他、効果的な掲示場所があれば提案を行うこと。
 - 県から郵送（市町村、商工団体等６５０か所程度）
 - 県が示した一覧に基づき受託者から配付（認定こども園、児童館等７５０か所程度）。なお、配布に必要な費用は受託者負担とする。

オ 入賞者の表彰状作成及び記念品の手配・発送

- ・コンクール入賞者（１０名）の表彰に関して、表彰状の作成、記念品の購入、指定した宛先への発送作業を行うこと。
 - 表彰状の作成
県が提供する文案により、筆耕作業を手配すること。
 - 記念品（図書カード５,０００円×２名、３,０００円×２名、２,０００円×６名）

の購入・梱包

- ・コンクール入賞者のポスター作品について、ホームページへの掲載等用に電子化を行うこと。

5 業務の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

6 成果品の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果品の著作権は、県に帰属する。ただし、県に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に県の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、県は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

- (2) 成果品は女性活躍推進に係る広報や PR を目的とした冊子、ウェブサイト等
に無償で使えるようにすること。また、県が認めた第三者に提供する場合
も同様の扱いとすること。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに生活・協働・男女参画課女性活躍推進室に提出すること。

- (1) 業務完了報告書とそのデータ

- (2) 本業務により完成した成果品及び成果データ

※ データは CD-R 等電子データにて提出のこと。

8 委託事業に関する経費の管理等

次に掲げる経費は、委託料には含まないとする。

- (1) 10 万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- (2) 団体等へ加入するための負担金
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

9 受託者の事業遂行上の注意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。なお、委託業務内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協により変更することがある。それに伴う仕様の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (6) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とすること。
- (8) 受託者は、業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (9) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (10) 委託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (11) 性別による役割分担意識等、特定の価値観を押し付けたりすることのないよう、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。